

激甚災害（平成30年豪雨）復旧資金融資保証	
対 象 者	岐阜県内に事務所又は営業所を有する中小企業者であって、次の（１）及び（２）の要件を満たした者。 （１）激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律が適用された地域又は中小企業者が有する施設が被災を受けていることが認められるとして主務省において指定した地域（被災地域）内に事業所を有する者であること。 （２）激甚災害による直接被害を受けた者であること。
保証限度額	2億8,000万円（※一般保証とは別枠）
対 象 資 金	事業の再建に必要な資金
保 証 割 合	責任共有対象外
保 証 期 間	運転資金10年以内（据置1年以内） 設備資金15年以内（据置1年以内）
貸 付 形 式	証書貸付又は手形貸付
保 証 料 率	年率0.80% （小口保証扱いの場合は年率0.65%）
貸 付 利 率	金融機関所定
保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
担 保	必要に応じて徴求
添 付 資 料	信用保証協会所定の申込資料の他、事業所所在地の市町村長が発行する罹災証明書（写）
そ の 他	災害関係特例の特例措置の適用期間内（平成31年1月31日）に融資実行のこと。

<本件に関するお問い合わせ>
 岐阜県信用保証協会
 総務企画部 企画課
 TEL 058-276-6314 FAX 058-275-6133
 E-mail webmaster@cgc-gifu.or.jp